

パートナー会員規約

一般社団法人家事塾（以下、「甲」という）の主催する会員制度である「パートナー会員」への登録にあたり、その登録申込者（以下、「乙」という）は、下記の件につき同意・承諾したものとします。

記

1. 甲の理念である、「家事とは、生きること」「家事とは、人とつながること」「家事とは、次の世代に手渡す文化」に即した活動に対してのみ、甲に帰属する著作物・意匠・商標・キャラクター・ロゴ・サービスマーク・画像・データ等（以下、「許諾著作物」という）を乙は自らのパートナー会員登録の有効期限内においてのみ使用することができます。ただし、パートナー会員登録の有効期限を過ぎても使用できる旨を甲が別途明示したものについては、その限りではありません。
2. 乙が許諾著作物を使用する際には、事前に甲の承認を得る必要があります。ただし、甲の事前承認を得る必要がない旨を甲が別途明示したものについては、その限りではありません。
3. 許諾著作物の使用時の対価は、有料のものについては、別途、甲の定めた所定の金額を乙は甲に対して支払う必要があります。（金額についてはパートナー会員用ホームページに記載されます。）
4. 乙から甲に支払われた対価は、事由の如何を問わず、甲から乙に一切返還されません。
5. 作成される広告宣伝物は、法令及び広告業界の定める基準等に適合していなければいけません。
6. 乙は、許諾著作物を第三者に使用させたり、第三者に対して許諾著作物の使用を許諾したり、乙が第三者の為に作成する広告宣伝物等に許諾著作物を使用することはできません。ただし、甲が特別に書面により許可する場合にはその限りではありません。
7. 広告宣伝物を、乙の広告宣伝目的以外の目的のために複製し、使用することはできません。
8. 乙の作成する広告宣伝物に使用するロゴ等の素材は、甲から支給されたものを使用する必要があります。
9. 甲が承認した形態デザイン及び支給した素材の改変を行なってはいけません。
10. 甲及び許諾著作物に社会的、教育的な意味で悪影響を及ぼすような扱いをしてはいけません。
11. 甲及び許諾著作物の名声及びイメージを毀損するような行為をしてはいけません。
12. 乙は使用した許諾著作物の図柄に隣接した場所に、甲の指定する著作権表示「© 一般社団法人家事塾」ないし「© KAJIJUKU」を付すものとします。

13. 乙は許諾著作物の全部または一部でも、甲の許諾なしに商標・サービスマークまたは意匠の登録を出願することはできないものとします。
14. 他の家事セラピスト及び、家事塾講座受講生に対する販売等の商行為、勧誘行為、その他これらに類似する行為をしてはいけません。但し、甲が別途書面にて許諾する場合にはその限りではありません。
15. 万一、第三者から甲に対して乙の活動内容に関して第三者の権利侵害（甲に帰属する許諾著作物の著作権を除く）、名誉毀損、不履行、業務上の過失、守秘義務違反等を理由に何らかの異議、請求があった場合は、乙は自己の責任でこれを解決し、甲に一切の迷惑を及ぼさないことを保証することとします。
16. 乙は、パートナー会員登録することにより得た権利及び義務を第三者に譲渡もしくは継承させる事は出来ません。
17. 甲は、一定の予告期間をもって甲所定の方法により乙に通知することにより、この約款を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、乙よりパートナー会員登録の解除の通知が甲に対してなされないときは、かかる変更につき乙による承諾があったものとみなします。
18. 乙による上記に該当する違反行為があったことが判明したときや、乙が故意・重過失により社会的な不正行為を行ったときには、甲は何らかの催告を要せず、直ちにパートナー会員資格をなく奪し、一切の許諾著作物に関する使用を禁止する事ができるものとします。尚、その場合にはパートナー会員の登録料は甲から乙に一切返還されないこととします。
19. 甲及び乙の間で紛争が生じ訴訟になった場合、甲の本店所在地の地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

附則

この規約は平成 24 年 10 月 1 日より施行するものとします。